**資料１**

**洪水・土砂災害・津波等の避難確保計画（案）**

　　事業所名

**１　計画の目的**

 この計画は，洪水，土砂災害・津波等の発生又は発生のおそれのある場合に，事業所名の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

**２　計画の適用範囲**

　　この計画は，事業所名に勤務又は利用する全ての者に適用する。

**３　事業所名の立地場所**

(1) 事業所名の特徴

**・**

**・**

 (2) 立地状況（災害リスク等）

**・**洪水・土砂災害・津波・（その他　　　　　）

**４　情報収集及び伝達**

* 1. 情報収集

ア　収集する主な情報及び収集方法は，以下のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 |
| 気象情報，水位到達情報 | テレビ，ラジオ，インターネット（情報提供機関のウェブサイト） |
| 水戸市からの注意喚起 | 水戸市のホームページ，ツイッター，事前登録メール（メールマガジン），広報車，電子サイレン，防災行政無線，ＦＭぱるるん（76.2MHZ）※最寄りの市民センターにおいて情報を確認することができる。 |
| 水戸市において避難勧告・避難指示を発令 | 緊急速報メール（登録不要），水戸市のホームページ，ツイッター，事前登録メール（メールマガジン），広報車，電子サイレン，防災行政無線，ＦＭぱるるん（76.2MHZ），テレビ・ラジオ各社※最寄りの市民センターにおいて情報を確認することができる。 |

イ　停電時は，ラジオ，タブレット，携帯電話を活用して情報を収集するものとし，これに備え

て，乾電池，バッテリー等を備蓄する。

ウ　提供される情報に加えて，施設周辺の水路や道路の状況，斜面に危険な前兆がないか等，施

設内から確認を行う。

|  |
| --- |
| 参考　メールマガジン登録方法　【http://www.city.mito.lg.jp】 にアクセス→【水戸市メールマガジン】をクリック→【メールマガジン配信申込み】をクリック →メールマガジン利用申込みの入力：災害情報にチェック → 受信用メールアドレスを入力 →【送信】をクリック → 確認メールが送信される。 |

 (2) 情報伝達

ア　別紙「施設内の組織ごとの緊急連絡網」（各事業所にて作成する。）に基づき，気象情報，洪水

予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

イ　警戒体制下で非常体制に移行する恐れがある場合には，別紙「入居者の家族等への緊急連絡

網」（各事業所にて作成する。）に基づき，家族等に対し，「非常体制に移行した場合には○○市民センター等（避難所）へ避難する。」旨を連絡する。

ウ　非常体制に移行した場合には，水戸市224-1111（介護保険課又は地域安全課）に「これより○○市民センター等（避難所）に避難する。」旨を連絡する。

エ　非常体制に移行した場合には，別紙「入居者の家族等への緊急連絡網」（各事業所にて作成する。）に基づき，家族等に対し，「非常体制に移行したので，○○市民センター等（避難所）へ避難する。」旨を連絡する。

オ　避難の完了後，水戸市224-1111（介護保険課又は地域安全課）に避難が完了した旨を連絡する。

カ　災害時に電話や携帯電話がつながりにくいときは，「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝

言サービス」を利用する。

**５　避難誘導**

(1) 避難所

ア　避難所は，○○市民センター等とする。

※水戸市においては，全ての市民センター，小・中学校が指定避難所に指定されている。

イ　周辺の浸水の状況などの災害状況に応じては，上記避難所へ避難するか，又は一時な避難とし

て次の場所へ避難するものとする。なお，災害状況等については，水戸市に確認する。

**・**本施設の２階（垂直避難）など

**・**

(2) 避難経路

 ア　避難所までの避難経路については，別紙「避難経路図」（各事業所にて作成する。）のとおりとし，ルートを２通り以上想定しておく。

(3) 避難誘導方法

ア　避難所に誘導するときは，避難所までの順路，道路状況について説明する。

イ　避難する際は，車両等を使用せず，徒歩など適切な移動を原則とする。

ウ　避難誘導にあたっては拡声器，メガホン等を活用し，先頭と最後尾に誘導員を配置する。

エ　避難誘導員は，避難者が誘導員と識別できるよう誘導用ライフジャケットを着用し，必要に

応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして，避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。

オ　避難する際には，事業所のブレーカーの遮断，ガスの元栓の閉鎖等を行う。

カ　施設からの退出が概ね完了した時点において，未避難者の有無について確認する。

**６　避難の確保を図るための施設の整備**

(1) 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については，下表「避難確保資器

材等一覧」に示すとおりである。

(2) これらの資器材等については，日頃からその維持管理に努めるものとする。

　　　　　　　　　　避難確保資器材等一覧※

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | ラジオ，タブレット，携帯電話，懐中電灯 |
| 避難誘導 | 名簿（従業員，利用者等），案内旗，タブレット，携帯電話，懐中電灯，携帯用拡声器，ライフジャケット，蛍光塗料，ロープ　等 |

* 自衛水防組織を設置する場合には，自衛水防組織の装備品リストを記載する。

**７　災害時の人員体制，指揮系統**

別表１「自営水防組織の編成と任務」（各事業所にて作成する。）に基づく。

**８　各施設における体制及び活動内容等**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応班※ |
| 注意体制 | （洪水）* 水戸市に大雨洪水警報発表
* 那珂川水府橋水位が避難判断水位（6.4ｍ）に達するおそれがあるとき（市から連絡）等

（土砂災害）* 水戸市に大雨洪水警報発表

（津波）* 茨城県沿岸に津波注意報発表
 | * 洪水や津波予報をはじめとする気象に関する情報収集
 | 情報班 |
| 警戒体制 | （洪水）* 水戸市に大雨洪水警報発表
* 那珂川水府橋水位が避難判断水位（6.4ｍ）に達するおそれがあるとき（市から連絡）等

（土砂災害）* 土壌雨量指数が高まったとき
 | * 洪水や津波予報をはじめとする気象に関する情報収集
 | 情報班 |
| * 使用する資器材の準備
 | 避難誘導班 |
| * 入居者の家族等への事前連絡
 | 情報班 |
| * 周辺住民への事前協力依頼
 | 情報班 |
| * 要配慮者の避難誘導
 | 避難誘導班 |
| 非常体制 | * 大雨特別警報発表
* 避難勧告等の発令（市から連絡）

那珂川水府橋水位が避難判断水位（6.4ｍ）を超え，さらに上昇するおそれがあるとき，又は，はん濫危険水位（6.8ｍ）に達したとき* 危険の前兆を確認　等

（土砂災害）* 水戸市に土砂災害警戒情報発表
* 危険の前兆を確認　等

（津波）* 茨城県沿岸に津波警報又は大津波警報発表
 | * 避難誘導
* 要配慮者以外の利用者，従業員の避難誘導
 | 避難誘導班 |

※自衛水防組織を設置した場合には，それぞれ対応する内部組織を記述する。

※自力移動困難者については，避難の判断を含めて検討することが望ましい。

※自力移動困難者の早期避難が必要な場合がある。

**９　地域との連携**

ア日頃より地域との関係を深め，非常災害時には地域住民からの支援の受け入れや地域の要配慮

者の避難の受け入れなど双方向の連携を行う。

イ　避難を速やかに行うために地域の自治会や近隣の住民との連携体制を構築し，合同で避難訓練を実施する。

**１０　関係機関との連絡体制**

* 水戸市介護保険課　０２９－２９７－１０１８
* 水戸市地域安全課　０２９－２３２－９１５２

※１１，１２の項目は，洪水や津波の場合に参考にしてください。

**１１　防災教育及び訓練の実施**

ア　新規採用の従業員を採用したときは，随時，研修を実施する。

イ　毎年　　月に全従業員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

　　　※自衛消防訓練等とあわせ実施する。

**１２　自衛水防組織の業務に関する事項**

ア　別紙「自衛水防組織活動要領」（案）に基づき自衛水防組織を設置する。

イ　自衛水防組織においては，以下のとおり訓練を実施するものとする。

* 随時，新たに自衛水防組織の構成員となった従業員を対象として研修を実施する。
* 毎年　　月に行う全従業員を対象とした訓練に先立って，自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

**参考　市の避難勧告等の発令基準**

１　河川被害に関する避難勧告等

避難勧告等については，次のいずれかに該当する場合に発令するとともに，避難が必要な状況が深夜・早朝となることが見込まれる場合は，住民の安全確保を優先し基準にとらわれることなく早期に発令する。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 発令基準 |
| 要配慮者等避難準備情報 | * はん濫注意水位に到達し，水位がさらに上昇することが予測できる場合
 |
| 避難勧告 | * 避難判断水位到達前であるが，３時間後にはん濫危険水位を予測できる場合
* 避難判断水位到達と同時に，はん濫危険水位を予測できる場合
* 避難判断水位到達後，はん濫危険水位を予測できる場合
* 上流区域が被害を受け，本市域に浸水する危険があると判断される場合
* 破堤につながる恐れある漏水等が確認された場合
 |
| 避難指示 | * はん濫危険水位に到達した場合
* 堤防が決壊又は堤防本体の亀裂・漏水等を確認した場合
* 樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合（避難対象はエリアを限定する。）
 |

* 気象庁が発表する警報・注意報については，以下のウェブサイトで各地の発表基準が確認できる。

http://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index.html

* 水位の情報は，以下のホームページから入手することができる。

http://www.river.go.jp/

２　土砂災害に関する避難勧告等

避難勧告等については，次のいずれかに該当する場合に，総合的に判断し発令するとともに，避難が必要な状況が深夜・早朝となることが見込まれる場合は，住民の安全確保を優先し基準にとらわれることなく早期に発令する。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 発令基準 |
| 要配慮者等避難準備情報 | * 大雨警報（土砂災害）が発表され，かつ土砂災害に関するメッシュ情報（※）の「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」する場合
* 強い降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合

※土砂災害に関するメッシュ情報は，5km四方の領域（メッシュ）ごとに土砂災害発生の危険度を5段階に判定したもので，茨城県及び水戸地方気象台から発表され，最大２～３時間先までの予測である。 |
| 避難勧告 | * 土砂災害警戒情報が発表された場合
* 大雨警報（土砂災害）が発表され，かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」する場合
* 大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で，記録的短時間大雨情報が発表された場合

・ 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り，渓流の水量の変化等）が発見された場合 |
| 避難指示 | * 土砂災害警戒情報が発表され，かつ土砂災害に関するメッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合
* 土砂災害警戒情報が発表されており，さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合

・ 近隣で土砂災害が発生した場合。・ 近隣で土砂移動現象，前兆現象（山鳴り，流木の流失・斜面崩壊等）が確認された場合。・ 避難勧告等による立ち退き避難が十分でなく，再度，立ち退き避難を住民に促す必要がある場合 |

　３　津波に関する避難勧告等

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　分 | 基　　　準 |
| 避難勧告 | 茨城県に津波警報が発表されたとき |
| 避難指示 | 茨城県に大津波警報が発表されたとき |

　４　避難準備情報，避難勧告，避難指示の発令

　　 避難行動を開始する必要等について，避難勧告等の発令の種類・判断基準の目安を次のとおり

分類する。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 発令時の状況 | 住民に求める行動 |
| 要配慮者等避難準備情報 | ・要配慮者等，特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり，人的被害の発生する可能性が高まった状況 | ・要配慮者等，特に避難行動に時間を要する方は，計画された避難場所への避難行動を開始・上記以外の方は，家族等との連絡，非常持出袋の用意等，避難準備を開始 |
| 避難勧告 | ・通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり，特別警報が発表されるなど，人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 | ・通常の避難行動ができる方から避難場所に避難開始・避難場所への避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には，避難場所にとらわれることなく，近隣の安全な場所，安全な建物等への避難や，屋内のより安全な場所への移動 |
| 避難指示 | ・前兆現象の発生や，現在の切迫した状況から，人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・堤防の隣接地等，地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況・人的被害の発生した状況 | ・避難指示が発令された場合は，危険が迫っているので，直ちに避難場所に避難開始・避難場所への避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には，避難場所にとらわれることなく，近隣の安全な場所，安全な建物等への避難や，屋内のより安全な場所への移動 |

**自衛水防組織活動要領（案）**

（自衛水防組織の編成）

第１条　管理権原者（防火・防災管理者が設置されている場合にあっては，当該防火・防災管理者を管理権原者とする。以下同じ。）は，洪水・土砂災害・津波時において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため，自衛水防組織を編成するものとする。

２　自衛水防組織には，統括管理者を置く。

　(1) 統括管理者は，管理権原者の命を受け，自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

　(2) 統括管理者は，洪水時等における避難行動について，その指揮，命令，監督等一切の権限を有する。

３　管理権原者は，統括管理者の代行者を定め，当該代行者に対し，統括管理者の任務を代行するために必要な指揮，命令，監督等の権限を付与する。

４　自衛水防組織に，班を置く。

　(1) 班は，情報班及び避難誘導班とし，各班に班長を置く。

 (2) 各班の任務は，別表１に掲げる任務とする。

　(3) 防災センター（最低限，通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし，防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

（自衛水防組織の運用）

第２条　管理権原者は，従業員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め，必要な人員の確保及び従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

２　特に，休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって，休日・夜間に在館する従業員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は，管理権原者は，近隣在住の従業員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

３　管理権原者は，災害等の応急活動のため緊急連絡網や従業員等の非常参集計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の装備）

第３条　管理権原者は，自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに，適正な維持管理に努めなければならない。

　(1) 自衛水防組織の装備品は，別表２「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

 (2) 自衛水防組織の装備品については，統括管理者が防災センターに保管し，必要な点検を行う とともに点検結果を記録保管し，常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第４条　自衛水防組織の各班は，避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

別表1　「自衛水防組織の編成と任務」

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　　　　　　　　　　名

統括管理者

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　　　　　　　　　　　　名

統括管理者の代行者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長氏　　　名班員人　数名班員氏名・・・・・・ | * 自衛消防活動の指揮統制，状況の把握，情報内容の記録
* 館内放送による避難の呼び掛け
* 洪水・津波予報をはじめとする気象に関する情報の収集
* 関係者及び関係機関との連絡
 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職及び氏名 | 任　務 |
| 班長氏　　　名班員人　数名班員氏名・・・・・・ | * 避難誘導の実施
* 未避難者，要救助者の確認
 |

別表２　「自衛水防組織装備品リスト」

|  |  |
| --- | --- |
| 任務 | 装備品 |
| 情報班 | 名簿（従業員，利用者等）情報収集及び伝達機器（ラジオ，タブレット，トランシーバー，携帯電話等）照明器具（懐中電灯，投光機等）　等 |
| 避難誘導班 | 名簿（従業員，利用者等）誘導の標識（案内旗等）情報収集及び伝達機器（タブレット，トランシーバー，携帯電話等）懐中電灯携帯用拡声器ライフジャケット蛍光塗料ロープ　等 |